

KPC スポーツセンター使用規程

(目 的)

第 1 条 公益財団法人京都中小企業振興センター（以下「センター」という）は、会員企業ならびに会員（被登録者）およびその家族の健康の維持増進と体位の向上を図ることを目的とする。

KPC スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という）の使用については、この規程の定めるところによる。

(開場時間)

第 2 条 スポーツセンターの開場時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、6 月 1 日から 9 月末日までは午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。

(休場日)

第 3 条 スポーツセンターの休場日は、次の通りとする。

- (1)毎週火曜日、ただし祝日と重なる場合は、その翌日。
- (2)12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (3)理事長が特に指定する日

(使用者の範囲)

第 4 条 スポーツセンターを使用することができる者は、センターの会員企業ならびに会員（被登録者）とする。ただし、使用に支障のない限り、会員以外の者に使用させることがある。

(使用申込)

第 5 条 スポーツセンターを使用しようとする者は、別に定める使用申込書に必要事項を記入のうえセンター事務局に提出して承認を受けるものとする。

(使用申込期間)

第 6 条 スポーツセンターの使用申込期間は、次の通りとする。

- (1)会員は、使用希望日の属する月の 3 ヶ月前の 1 日（当日が日・祝の場合は 2 日）から使用日まで。
- (2)会員以外は、使用希望日の属する月の 2 ヶ月前の 1 日（当日が日・祝の場合は 2 日）から使用日まで。

(使用者の決定)

第 7 条 前条による申込者が多数あるときには、抽選により使用者を決定する。

(使用料の納入)

第 8 条 使用の承認を受けたときには、別に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の返還)

第 9 条 納入された使用料は、原則として返還しない。ただし、理事長が特に認めたときは、

別途定める料金を返還する。

(私用許可書の提出)

第 10 条 スポーツセンターを使用するときは、利用カードを管理人に提出しなければならない。

(使用許可の取り消し等)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し、または使用を制限し、若しくは使用の停止を求めることがある。

(1)使用申込書に虚偽または、不正を記載したとき。

(2)使用目的ならびに内容を許可なく変更したとき。

(3)私用許可書を他人に利用させたとき。

(4)他人の迷惑となる行為をしたとき。

(5)使用上の注意事項に違反し、または、管理人の指示に従わないとき。

(損害賠償)

第 12 条 使用者が施設および器物等に損害を与えた場合はその損害を弁償しなければならない。

(センターの責務)

第 13 条 天災地変またはこれに準ずる災害、もしくは使用者の不注意により発生した盗難および負傷その他の事故については、センターはその責を負わない。

(センター主催行事等の優先使用及び使用の禁止)

第 14 条 センター主催行事等を実施するために使用するときは、優先して使用することができる。

附則

1 この規程は、平成 3 年 1 月 1 日より実施する。

2 第 1 条、第 4 条は平成 25 年 4 月 1 日より改正する。